

景観配慮協議結果通知書

鎌倉景第1098号2
令和2(2020)年11月9日

株式会社エム・トゥ・エム
代表取締役 伊藤 眞代 様

鎌倉市長 松尾 崇



次のとおり通知します。

景観協議番号	第 2-18 号	
土地利用類型 の 名 称	住商複合地、一般住宅地	
景 観 地 区	<input type="checkbox"/> 内 () <input checked="" type="checkbox"/> 外	
行 為 の 場 所 (地 名 地 番)	鎌倉市笛田一丁目161番1外3筆	
行 為 の 種 類	建 築 物	<input checked="" type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転
	開 発	<input type="checkbox"/> 土地の区画の変更 <input type="checkbox"/> 土地の形質の変更
特 定 地 区	<input type="checkbox"/> 内 (<input type="checkbox"/> 由比ガ浜 <input type="checkbox"/> 由比ガ浜中央 <input type="checkbox"/> 鎌倉芸術館周辺地区) <input checked="" type="checkbox"/> 外	
協 議 事 項	<p><地区の特性・課題></p> <ul style="list-style-type: none"> 敷地の南側は低中層の地域型商業施設と住宅が混在する近隣商業地で、北側は昭和30年代から形成された住宅地である。 全般的には低層であるが、主要な道路沿いには、中高層の建築物の立地も見受けられる。 車対応型の商業施設や店舗併用住宅などの立地により、地域の景観がやや秩序を欠きつつある。 <p><景観形成基準に係る協議内容></p> <ul style="list-style-type: none"> 建築物を道路からセットバックした位置に配置し、通り景観への圧迫感を軽減している。 建築物の屋根、外壁は基準内の色彩となっている。 建築設備は、通りから目立たない位置に配置されている。 接道部及び周縁部は適切に緑化されている。 壁面の意匠は適切に分節して変化を持たせており、通りのスケール感に合わせている。 <p>以上のことから、当該景観配慮協議対象行為は鎌倉市景観計画を理解した上で計画されているものである。</p>	
備 考		